

川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例
の制定について

川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例（案）

川崎市教育文化会館条例（昭和42年川崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

種 別		金 額			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分
ホ ー ル	大ホール	39,270円	62,260円	78,320円	179,850円
	第1楽屋	770円	990円	1,320円	3,080円
	第2楽屋	1,210円	1,980円	2,640円	5,830円
	第3楽屋	1,210円	1,980円	2,640円	5,830円
	第4楽屋	220円	220円	330円	770円
	リハーサル室	990円	1,760円	2,090円	4,840円
種 別		9時～12時	1時～5時	6時～ 9時30分	9時～ 9時30分

」

を

「

種 別		金 額			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9時～12時	1時～5時	6時～ 9時30分	9時～ 9時30分
種 別		9時～12時	1時～5時	6時～ 9時30分	9時～ 9時30分

」

に改め、同表備考第3項中「大ホール及び」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

制 定 要 旨

大ホール、楽屋及びリハーサル室を廃止するため、この条例を制定するものである。

川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後						改正前						
○川崎市教育文化会館条例 昭和42年3月23日条例第18号 (第1条～第21条 略) 別表(第11条関係)						○川崎市教育文化会館条例 昭和42年3月23日条例第18号 (第1条～第21条 略) 別表(第11条関係)						
種別		金額				種別		金額				
		午前	午後	夜間	全日			午前	午後	夜間	全日	
		9時～12時	1時～5時	6時～ 9時30分	9時～ 9時30分			9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分	
イベントホール	区画しない場合	5,280円	6,270円	8,250円	19,800円	ホール	大ホール	39,270円	62,260円	78,320円	179,850円	
	区画する場合	Aホール	1,760円	2,090円	2,750円		6,600円	第1楽屋	770円	990円	1,320円	3,080円
		Bホール	1,760円	2,090円	2,750円		6,600円	第2楽屋	1,210円	1,980円	2,640円	5,830円
		Cホール	1,760円	2,090円	2,750円		6,600円	第3楽屋	1,210円	1,980円	2,640円	5,830円
							第4楽屋	220円	220円	330円	770円	
							リハーサル室	990円	1,760円	2,090円	4,840円	
会議室	大会議室	3,190円	4,730円	8,030円	15,950円	種別		9時～12時	1時～5時	6時～ 9時30分	9時～ 9時30分	
	第1会議室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円	イベントホール	区画する場合	区画しない場合	5,280円	6,270円	8,250円	19,800円
	第2会議室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円			Aホール	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
	第3会議室	990円	1,210円	1,650円	3,850円			Bホール	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
	第4会議室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円			Cホール	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
	第5会議室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円							
	第6会議室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円							
	第7会議室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円							
	談話室	2,530円	3,520円	4,730円	10,780円							

改正後						改正前					
教養室	第1学習室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円	会議室	大会議室	3,190円	4,730円	8,030円	15,950円
	第2学習室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円		第1会議室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
	第3学習室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円		第2会議室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
	第4学習室	990円	1,210円	1,650円	3,850円		第3会議室	990円	1,210円	1,650円	3,850円
	第5学習室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円		第4会議室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
	第6学習室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円		第5会議室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
	実習室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円		第6会議室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
	美術工芸室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円		第7会議室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
	茶華道教室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円		談話室	2,530円	3,520円	4,730円	10,780円
	視聴覚教室	3,080円	4,070円	5,170円	12,320円		教養室	第1学習室	1,210円	1,760円	2,200円
料理教室	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円	第2学習室	1,210円		1,760円	2,200円	5,170円	
種別	9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時	第3学習室	1,210円		1,760円	2,200円	5,170円	
分館	第1学習室	880円	990円	1,320円	3,190円	第4学習室		990円	1,210円	1,650円	3,850円
	第2学習室	880円	990円	1,320円	3,190円	第5学習室		1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
	実習室	880円	990円	1,320円	3,190円	第6学習室		1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
	和室	660円	770円	1,100円	2,530円	実習室		1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
備考	<p>1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用するとき、規定使用料の2割相当額を増徴する。</p> <p>2 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の使用時間区分における使用料の2割相当額を増徴する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 イベントホールの使用について入場料を徴収する場合は、次表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を徴収する。</p>					美術工芸室		1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
						茶華道教室		1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
						視聴覚教室		3,080円	4,070円	5,170円	12,320円
						料理教室	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円	
						種別	9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時	
						分館	第1学習室	880円	990円	1,320円	3,190円
							第2学習室	880円	990円	1,320円	3,190円
							実習室	880円	990円	1,320円	3,190円
							和室	660円	770円	1,100円	2,530円
						入場料金		増徴の割合			

改正後		改正前									
1,000円未満	5割	<p>1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用するとき、規定使用料の2割相当額を増徴する。</p> <p>2 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の使用時間区分における使用料の2割相当額を増徴する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 <u>大ホール及びイベントホール</u>の使用について入場料を徴収する場合は、次表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を徴収する。</p>									
1,000円以上3,000円未満	10割										
3,000円以上	20割										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>入場料金</th> <th>増徴の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上3,000円未満</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>3,000円以上</td> <td>20割</td> </tr> </tbody> </table>		入場料金	増徴の割合	1,000円未満	5割	1,000円以上3,000円未満	10割	3,000円以上	20割
		入場料金	増徴の割合								
		1,000円未満	5割								
		1,000円以上3,000円未満	10割								
3,000円以上	20割										
1,000円未満	5割										
1,000円以上3,000円未満	10割										
3,000円以上	20割										